

( 公 印 省 略 )  
三 人 第 5 5 号  
令 和 6 年 7 月 1 日

各区長 様

三木市子どもいじめ防止センター  
センター長 平 田 美 香

「子どもいじめ防止センターだより」の回覧について（依頼）

小暑の候、貴職にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、地域のまちづくり活動の推進について格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、別添のとおり「子どもいじめ防止センターだより 33号」をお届けいたします。

つきましては、子どもや保護者だけではなく、地域の皆様に子どものいじめ防止への理解を深めていただくために、誠に恐縮に存じますが、貴地区での「子どもいじめ防止センターだより」の回覧をお願い申し上げます。

## 記

- 1 送 付 物 「子どもいじめ防止センターだより 33号」
- 2 お届けの枚数 各地区の回覧枚数

【担当課】 市民生活部 人権推進課

子どもいじめ防止センター

TEL：82－8110 （三木市立教育センター内）

# ハートフル

三木市子どもいじめ防止センターだより  
～きこえる いっしょに考えよう～



## “こどもまんなか” でいきましょう！

こども(※)に関する取組を社会全体で総合的かつ強力に進めていくため、「こども基本法」と「こども家庭庁」という国の役所ができてから1年余りが過ぎました。昨年12月には、重要なことがらを定めた「こども大綱」もつくられました。めざすは、すべてのこどもが身体的、精神的、社会的に幸福な状態（「ウェルビーイング」といいます）で生活することができる「こどもまんなか社会」の実現です。



今日、子どもをめぐっては、いじめや不登校、虐待、貧困、さらには子育て負担の増大など、深刻な状況にあります。

「こどもまんなか社会」をつくるためのキーワードは、「子どもの権利」です。その権利を守るため、子どもの声にしっかりと耳を傾け、子どもが抱えるさまざまな課題や背景を理解し、その上で子どもの“最善の利益”を第一に考えて取り組むことが重要です。

「こども大綱」では、「いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめ問題に取り組む」としています。学校をはじめ、教育委員会、市の部局、警察などの関係機関、さらには家庭や地域も含めた社会全体が多様なつながりの中で、これまで以上にいじめ防止に取り組んでいくことが求められています。

子どもには、自由に「自分の意見を表す権利」があり、それは尊重されなければなりません。ぜひとも小・中学生の皆さんは、不安や悩みも含めて自分の気持ちや考えを言葉にして、まわりの人たちに伝えていきましょう。



大人の皆さんは、それぞれの立場で、① 子どものことを気にかけて、そっと見守る ② 子どもの思いや考えをよく聴く ③ 小さなSOSに気づき、見落さない ④ すぐに解決できなくても、子どもといっしょに考えるように努めましょう。そして、子どもの成長や発達を支える環境や社会に幅と厚みをもたせていきましょう。

※こども基本法では、心身の発達の過程にある者をひらがなで「こども」としています。



# 「人は人中、木は木中」



## ～いじめの芽が育たないクラスづくりを～

みきっ子未来応援協議会 会長

関西国際大学 教授

ももせ かずお  
百瀬 和夫

皆さんは、「人は人中、木は木中」ということわざをお聞きになったことがあるでしょうか。「木」が森の中ですくすくと大きく成長するように、**集団性の生き物である「人」**もまた、**人の間(人間)**で立派に成長していくものといった意味です。

ですから、子どもたちが日々過ごしている「学級」という集団の「質」や「空気感」は、本当に大切です。実際、いじめが常に存在するクラスでは、子どもたちの「安全」と「安心」が保障されておらず、発達に関わる課題の有無や程度によらず、どの子も十分に成長できないのです。



では、その「質」や「空気感」はどのようにして作り出されていくのでしょうか？先日、教室巡回指導に出向いた小学校の先生から以下のようなご相談をいただいたので、それを参考に考えてみましょう。

最近、教室にすることができず、総合遊具にいる子どもたちが4、5人います。その子たちとどう関わるのがいいのか、悩んでいます。百瀬先生から学んだ「愛の無視」を続けるのがいいのか、声をかけて、教室に戻すことを促す方がいいのか。今のところ、遊具に複数人いる場合は、声をかけて教室へ戻すことは、うまくいかないことの方が多いです。が、遊具にいるのが一人の場合は、教室へ戻すことができる時もあります。

教室へ入ることが難しい児童たちなので、「勉強が分からない。」や「集団でいることがしんどい。」という根本的な原因をどうにかしてあげるのが本当は一番大切だとは思いますが…。



では解説します。まず、日頃から私がお願いしている「愛の無視(スルー)」とは何か？

私たちの脳の一番大切な役割は「生命維持」です。そのため、私たちの脳の**大脳辺縁系の扁桃体(へんとうたい)**という部分が働き、危険なことや不都合なものに注意が向くよう常に機能しています。一方、どこの学校でも見られる**発達や愛着(※)**などの課題で困っている子どもたちは、立ち歩いたり私語が止まらなかったりします。

※愛着とは、養育者など特定の大人との間につくられる心のきずなや結びつきのこと。

それに対して、真面目できちんとさせたい先生は、常に脳が働いてどうしても子どもたちの不都合な姿に注意が向き、ついつい叱ったり注意したりの連続になります。その結果、教室の中には、先生のイライラや叱責、皮肉が蓄積されることになります。そして、それらのストレスは、いじめの芽の栄養になります。

つまり、このような脳の仕組みを知らないと、熱心な先生ほど「脳はよく働くのに、クラスは健全でなくなる」という悲しい結果になりがちです。ですから、「どうしたって入ってくる（見えてしまう、聞こえてしまう）それらのマイナス情報をひとまずスルーしよう！」というのが、「愛の無視（スルー）」の意味なのです。

さて、この小学校の巡回指導では、4年生のクラスを訪問している時、総合遊具で遊んでいた一人の男の子がずいぶん遅れて教室に戻ってきました。先生は………見事に無視（スルー）しました。「遅いやないか！」とか「早く戻ってこい！」とか説教をすることなく、まるでその男の子が見えないかのように、淡々と授業を進めていました。脳の仕組みに逆らい、マイナスの言葉を教室にばらまかなかったことは立派でした。

しかし、これだけではもったいない。なぜなら、この瞬間にクラスの「空気感」が作り出されたからです。つまり、完全に無視（スルー）してしまうと、「この男の子をクラスの一員として認めていない」という暗黙のメッセージが教室の子どもたちに送られた可能性があります。そこに「愛」があるのであれば、私たちが生活する上で極めて常識的な



関わりをする必要があります。日本では、誰かが帰って来たら必ず「おかえり」と挨拶をします。遅れてきたとはいえこの男の子も大切なクラスの一員ですから、「おかえり、みんなが揃って先生嬉しいなあ。」などとコミュニケーションをとる必要があるのです。

「いじめ」の芽がないクラスはありませんが、「いじめ」の芽が育たないクラスは作れます。それは、決して特別なことではなく、「生徒指導≡教師の姿勢」と言われるように、日常の小さな言動の積み重ねによってなされていくのです。

\*詳しくは、拙著「笑育のすすめ」(HS出版)、「笑育ドリル」(晃洋書房)等をお目通しください。

#### <プロフィール>

神戸市立小学校教諭として長年勤務され、教育委員会指導主事や学校管理職を経て、現在関西国際大学教授。特別支援教育や脳科学等の知見を生かした指導や支援について研究。講師としても幅広く活躍。三木市では、「みきっ子未来応援協議会」会長等として貴重な提言をいただいています。





# いじめについて“対話”を広げよう

例年、三木市の中学校では、「弁護士によるいじめ防止出前授業」を実施しています。また、すべての学校で、道徳科や学級活動等の時間にいじめに関する学習を進めています。そこで、子どもが学級や学校を越えてさまざまな人といじめについて対話や話し合いをするため、参考となる教材や本を紹介します。

## ①「いじめや人権、話し合おう、変えていこう。」

### Changers(チェンジャーズ)」

授業づくりの専門家や各界のクリエイターが共同で学校や家庭、地域で活用できる教材を開発、公開しています。右の公式サイトからマンガ教材や指導案を無料でダウンロードし活用できます。

いじめや人権、話し合おう、変えていこう。



HP: <https://wearechangers.jp>

運営会社 スタンドバイ株式会社

## ② 動画教材「ともだち・かかわりづくりプログラム」

文部科学省の委託を受けて制作された教材で、いくつかのいじめに関するテーマをシンプルなストーリー形式で取り上げています。



文部科学省のHP  
や上の二次元コード  
からご覧になれます。

## ③「いじめ防止法 こどもガイドブック」

いじめに関して、子どもと法律をつなぐために書かれた本です。子どもたちに知ってほしい「いじめ防止の法律」のことや、大切な子どもの権利について3人の弁護士とペンギンの“ぺんぺん”がわかりやすく解説します。さらに、Q&A方式で、「いじめられたら」、「いじめてしまったら」、「いじめを見たら」の3つの立場の子どもへのアドバイスが載せられています。小学生向きに書かれた本ですが、中高生はもちろんのこと、大人も法律のことを理解し、いじめ問題と向き合い、対話を深めるのに役立つことでしょう。



いじめ防止法  
こどもガイドブック  
著者：三坂彰彦、佐藤香代  
加藤昌子  
絵：まえだたつひこ  
出版社 子どもの未来社

センターには、いじめに関するDVD教材があります。どうぞ気軽にお問い合わせください。



三木市子どもいじめ防止センター

電話: 0794-82-8110

相談日 月曜日～金曜日 9:00～17:00

ijime\_boshicenter@city.miki.lg.jp

